

## 平成30年第8回国立大学法人旭川医科大学教育研究評議会議事要旨

日 時：平成30年9月5日（水） 午後2時45分～午後3時30分  
場 所：第二会議室

出席者：松野 丈夫理事，藤尾 均理事，平田 哲理事，吉田 成孝副学長，高井 章副学長，  
西川 祐司教授，原渕 保明教授，立野 裕幸教授，服部 ユカリ教授，三好 暢博教授，  
吉田 貴彦教授，千葉 茂教授，松本 成史教授，坂口 広志事務局長  
欠席者：吉田 晃敏学長，井上 久志理事，古川 博之副学長，升田 由美子教授，  
千石 一雄教授，  
陪席者：鈴木 義幸監事，太田学長政策推進室長，土岐総務部長，高橋教務部長，小林総務課長，  
近田企画広報評価課長，松井研究支援課長，山口会計課長，高見学生支援課長

議事に先立ち，松野理事から，吉田学長が欠席のため，国立大学法人旭川医科大学教育研究評議会規程第5条第3項に基づき，本日議長を務める旨の報告があった。

次いで，松野理事から，平成30年第7回（平成30年7月11日開催）教育研究評議会及び平成30年臨時（平成30年7月31日メール開催）教育研究評議会の議事要旨が諮られ，これが了承された。

### 議 題

#### 1. 教員の人事について

##### (1) 看護学講座（在宅看護学領域）教授候補者の選考について

本件について，松野理事から発議及び事前配付資料1に基づき説明があり，審議，投票の結果，資料のとおり看護学講座（在宅看護学領域）教授最終候補者とすることが了承された。

なお，この結果を踏まえ，学長から同氏に就任意思の確認を行ったうえ，教授予定者として決定し，発令日は，本人の意向等を踏まえ決定する予定である旨松野理事から付言があった。

##### (2) 経営企画部 准教授候補者の選考について

本件について，松野理事から発議及び事前配付資料2に基づき説明があり，審議，投票の結果，資料のとおり経営企画部 准教授候補者とすることが了承された。

なお，発令日は平成30年9月6日を予定している旨松野理事から付言があった。

##### (3) 助教等候補者の選考について

本件について，松野理事から発議及び資料1（事前配付資料3～6）に基づき説明があり，審議の結果，資料のとおり助教等候補者の選考について了承された。

なお，発令日は，資料のとおりを予定している旨松野理事から付言があった。

#### 2. 招へい教員の選考及び客員助教の称号付与について

本件について，松野理事から発議及び事前配付資料7に基づき説明があり，審議の結果，

資料のとおり招へい教員とすること及び客員助教の称号を付与することが了承された。

なお、任期については、平成30年10月1日から平成31年3月31日までとする旨松野理事から付言があった。

### 3. 学内特別講師の称号付与について

本件について、松野理事から発議及び事前配付資料10に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり学内特別講師の称号を付与することが了承された。

### 4. 外科学講座の体制整備等について

本件について、松野理事から発議の後、資料2-1のとおり、古川副学長から外科学講座の「消化器病態外科学分野」を「肝胆膵・移植外科学分野」と「消化管外科学分野」とし、外科学講座を3分野から4分野にしたい旨の要望があったことから、外科学講座の体制整備について審議願いたい旨が述べられ、審議の結果、原案のとおり了承された。

次いで、小林総務課長から、資料2-2に基づき「国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則の一部を改正する規則」の改正内容と改正案について説明があり、審議の結果、資料のとおり改正することが了承された。

### 5. 教員のクロスアポイントメント制度に関する規程について

本件について、松野理事から発議があり、次いで小林総務課長から資料3に基づき、次のとおり説明があった。

- ・文部科学省の国立大学改革プラン等において、人事給与システムの弾力化の一環として、クロスアポイントメント制度の導入を促進していくこととされ、運営費交付金の機能強化再配分や学長裁量経費に関する評価においても、人事給与マネジメント改革の取組状況が反映されることとなっていることから、本学でもクロスアポイントメント制度を導入するための関係規程等を整備するものであること。
- ・資料3の1頁はクロスアポイントメント制度の概要であり、2頁以降は本学職員就業規則、非常勤職員就業規則及びクロスアポイントメント制度に関する規程案であること。

その後、審議の結果、原案のとおり了承された。

なお、松野理事から、関係規程は平成30年9月5日付けで制定する旨付言があった。

### 6. 教員の活動と能力開発に関する基本方針の制定について

本件について、松野理事から発議があり、次いで高井副学長から資料4に基づき、次のとおり説明があった。

- ・本基本方針は、医学教育分野別評価受審に向けて諸課題を検討している「医学教育分野別評価対策委員会」において、教員の活動と能力開発に関する「教員の行動指針」を本年10月までに作成する必要があるとされたため制定するものである。
- ・資料4の1頁は医学教育分野別評価基準の抜粋であり、基本方針の内容は「5.2 教員の活動と能力開発」の基本的水準の項目に記載されている5項目及びその注釈に対応するものでなければならないこと。
- ・資料4の2項は基本方針（案）、3項以降は方針の項目ごとに各評価項目とそれに対

応する本学の現状を対比させたものであること。  
その後、審議の結果、原案のとおり了承された。  
なお、松野理事から、本基本方針は平成30年9月5日付けで制定する旨付言があった。

#### 7. 平成30年度臨床指導教授等の称号付与について

本件について、松野理事から発議及び事前配付資料8に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり臨床指導教授等の称号を付与することが了承された。

#### 8. 平成30年度非常勤講師の任用について

本件について、松野理事から発議及び事前配付資料9に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり非常勤講師に任用することが了承された。

#### 9. 学長選考会議委員の選出について

本件について、松野理事から発議及び資料5-1～3に基づき、本評議会評議員から5名を選出する旨の説明があり、投票の結果、高井 章副学長、西川 祐司教授、服部 ユカリ学長補佐、三好 暢博学長補佐、千葉 茂学長補佐の5氏を教育研究評議会から選出する学長選考会議委員とすることが決定された。

なお、学長候補者となり委員を辞退する場合、事故等による欠員の発生した場合は、次点者（原渕 保明教授）から順次繰り上げることとなる旨松野理事から付言があった。

#### 10. 教務・厚生委員会規程の一部改正について

本件について、松野理事から発議があり、次いで高見学生支援課長から、資料6に基づき、改正理由と改正内容について説明があった。その後、審議の結果、原案のとおり了承された。

### 報告事項

#### 1. 学長報告

##### (1) 教員の退職について

松野理事から教員の退職予定者は、資料7のとおりであること。  
(本報告事項については、議事の進行上、議題1に先立って行われた。)

##### (2) 医学部講師（学内）の発令について

##### (3) TOEFL iBT 受験料補助申請要領について

##### (4) 平成30年度予算執行状況（6月分）について

(2)～(4)については、教授会で報告すること。

### 次回の開催予定日

次回の教育研究評議会は、平成30年10月17日（水）午後2時45分から第二会議室において開催すること。